

八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部改正についての概要説明

浄化槽設置整備事業を所管する環境省は平成31年4月より補助対象とする浄化槽を変更する制度改正を通知してきたところであり、平成30年度までは設置されるほぼ全ての合併処理浄化槽を補助対象としておりましたが、国の補助要綱の改正による制度改正後では「新築家屋の浄化槽設置及び合併処理浄化槽の更新のうち、既存の汚水処理未普及解消につながる一部については、原則的に補助対象外とする。」とし、この制度改正により居住していない事務所や事業所、工場等の汚水処理未普及解消につながる建物については補助対象外としました。

また、新たに集合住宅等を建てた場合の浄化槽についても、浄化槽設置後の居住者が不明な場合は補助対象外と示されたことから、介護施設や福祉施設、寄宿舍等についても補助対象外になると考えられます。

※ 以下、条例改正後に補助対象となる浄化槽と補助対象とならない浄化槽の一部を例として記載します。

・補助対象となる浄化槽

- 例① 家屋(汲み取り)を取り壊し、家屋新築に伴い設置する合併処理浄化槽
- 例② 家屋(汲み取り)の改築に伴い設置する合併処理浄化槽
- 例③ 下水道処理区域から浄化槽補助対象区域への転居に伴う新築、改築のために設置する合併処理浄化槽

・補助対象とならない浄化槽

- 例④ 合併処理浄化槽設置済みの家屋を取り壊し、家屋新築に伴い新たに設置する合併処理浄化槽
- 例⑤ 設置済みの合併処理浄化槽を撤去し、新たに設置する合併処理浄化槽
- 例⑥ 居住しない事業所(事務所等)の新築、改築に伴い設置する合併処理浄化槽
- 例⑦ 居住者が確定していない老人介護施設、寄宿舍等の新築、改築に伴い設置する合併処理浄化槽